



六中だより

学力を保障し、生徒、保護者、地域から信頼される学校づくり

令和3年11月1日

11月号

新座市立第六中学校

『深まる秋』

— あかるく・素直に・粘り強く —

校長 田中 悟

正門近くにある「キンモクセイ」の黄色い花が、木漏れ日の中、秋の風に揺れています。また「ハナミズキ」の赤い実などが夕陽に映えて、深みのある赤色を一層濃くしております。

新型コロナウイルス感染拡大防止に係る緊急事態宣言が解除されて1ヶ月となります。その後の段階的緩和措置が先月24日に解除されましたが、埼玉県の大野知事は、「仮に状況が悪くなる時は直ちに、新たな措置をお願いすることもあり得る。今の経済、社会活動が続けられるようルールをしっかりと守っていただきたい。これは全面解除ではない」と引き続きの注意を呼びかけました。

季節の変わり目ということで、日ごと寒暖の差が激しい頃となります。ご家庭におかれましては風邪などをはじめ、体調管理にはどうぞご注意ください。

「緊急事態宣言解除後の教育活動」

市においては「緊急事態宣言解除後の新座市の教育活動」に続く形で「10月16日以降の新座市の教育活動」を示しながら、「段階的な緩和措置」の中での教育活動を展開しております。

概要といたしましては、「コロナ禍の中での活動であるということ念頭に置き、感染防止対策を徹底しながら教育活動を実施すること」とされ、「基本的な感染防止対策の徹底」の中で、以下の点が示されています。

- ・健康観察の徹底 検温、健康観察を徹底し、発熱等の風邪症状が見られる場合や家庭内に体調不良者がいる場合は登校しない。
- ・手洗い・マスク着用の徹底と適切な換気・保湿の実施
一般的なマスクでは、不織布マスクが最も高い効果がある。

- ・食事（給食）中の会話禁止の徹底
- ・直行直帰の徹底 登下校ではマスクを着用し、家庭からの直行直帰を徹底する。

他、学習活動の取扱いについても感染防止対策を徹底するとされております。詳しくは市のHPにも掲載されておりますが、今後の感染再拡大の可能性も視野に慎重な対応が求められております。

「学年別ミニ体育祭」

大縄跳びや全員リレーを共通種目とし、日を分けて実施いたしました。澄んだ秋空の下、それぞれ有意義な「体験」と「瞬間の共有」を分かち合いました。

「児童虐待防止推進月間」

厚生労働省では、毎年11月を「児童虐待防止推進月間」と定め、家庭や学校、地域等の社会全般にわたり、児童虐待問題に対する関心と理解を得ることができるよう、広報・啓発活動等の様々な取り組みを集中的に実施しています。

「誰もが初めての人生、初めての子育てを経験している」という文章をかつて読んだことがあります。中学校期は青年前期の多感な思春期と重なり合う時期です。急に大人びた態度をとったり、かと思えばまだまだ幼い部分が残っていたりと、本人自身でも気づかないうちに大きく揺れ動く時期と考えられます。

家庭教育においても小学校期とは異なる悩みや対応に逡巡されることもおありになるかと推察いたします。

児童福祉法上、児童相談所の守備範囲は「専門的知識・技術を要する」案件とされています。

（健康群や育児不安群、虐待予備群の一部等は市町村による支援が窓口となります。各市町村の福祉課や子育て支援課が担当しています）

何かのときの相談窓口を知っておくことで道が開かれることも多くあります。